平成２９年（フ）第５９８号
北九州市八幡西区竹末１丁目４番12―405号
債務者　貞清　由香
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３３５号
静岡県熱海市林ガ丘町４番１号　コスモ熱海林ガ丘305
債務者　畑　　成若
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
愛知県安城市高棚町井荒井136番地２
債務者　湯淺　信二
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４４号
愛知県安城市桜井町茶屋坊21－２　ピアチェーレ桜井101、住民票上の住所岐阜県山県市葛原2876番地
債務者　宮川　和大
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４９号
愛知県豊田市梅坪町５丁目３番地、前住所静岡県伊東市大原３丁目４番25号　グランディールＣ201号
債務者　植**原**　祐美
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
愛知県岡崎市丸山町字ハサマ47番地１　メゾネットＭ　106
債務者　梅田　一作
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６５号
愛知県岡崎市舞木町字小井沢９番地２　愛恵園
債務者　西村　民枝
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０１３号
東京都東大和市南街１丁目30番地の１ベルシオン千石104号
債務者　藤井　利眞
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０２３号
東京都東久留米市大門町２丁目12番４―504号
債務者　芳賀まゆみ
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０５４号
東京都八王子市打越町608番地36プラザ北野102号
債務者　杉本　祥子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０６９号
東京都八王子市長房町548番地１レオパレスＹＯＳＨＩＫＯ203号
債務者　眞田久美子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８７４号
横浜市西区久保町16番８号　アベニュー西横浜201号
債務者　小林　紀昭
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２１０号
横浜市瀬谷区二ツ橋町295番地１　露木ビル502号室
債務者　浦川　恵子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２６２号
横浜市戸塚区下倉田町615番地１　７棟101号
債務者　関　百合江
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２６３号
神奈川県藤沢市石川１丁目10番地の４　グランシャリオ湘南103号室
債務者　山中　久博
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７２号
横浜市戸塚区名瀬町６番地１　メゾン戸塚104号
債務者　茂呂　浩和
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部